

国 都 公 景 5 3 号
平成28年 8月 3日

都道府県・指定都市
都市公園担当部局長 殿

国土交通省都市局公園緑地・景観課長

太陽電池発電施設の都市公園占用の取扱い及び
都市公園の保存規定の取扱いについて

「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）において、「都市公園の公園施設である駐車場の上部空間を活用した占用物件としての太陽電池発電施設の設置については、当該太陽電池発電施設が公園施設としての屋根の機能を併せ持つ場合、「既設の建築物に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させない」との基準（施行規則7条の2第3号）には抵触せず、設置ができることを地方公共団体に通知する。」こととされております。

また、「公園管理者である地方公共団体が、都市の集約化等の地域の実情に応じ、都市公園を廃止することが都市公園を存続させることと比較し公益上より重要であると、客観性を確保しつつ慎重に判断した場合については、都市公園の廃止に係る「公益上特別の必要がある場合」（16条1号）に該当し廃止できることを明確化し、地方公共団体に通知する。」こととされております。

この「対応方針」に関する都市公園法の運用上の考え方について、下記のとおり通知いたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内関係市町村（指定都市を除く。）に対してこの旨周知いただくようお願いいたします。

記

1. 太陽電池発電施設の都市公園占用の取扱いについて

公園施設である駐車場の上部空間に太陽電池発電施設を設置する場合に、当該太陽電池

発電施設が当該駐車場の屋根としての機能を有する場合には、都市公園法施行規則第7条の2第3号の「既設の建築物に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させない」との規定に該当すると解して差し支えない。ただし、都市公園法第5条第1項の規定による許可も併せて必要となるので留意されたい。

なお、この場合においても、都市公園法及び同法施行令に規定する公園施設の構造に関する基準及び占用に関する技術的基準等に適合させるとともに、設置される太陽電池発電施設が都市公園の効用を阻害することがないよう留意されたい。

2. 都市公園の保存規定の取扱いについて

都市公園法第16条の都市公園の保存規定については、「都市公園法運用指針（第2版）」において、趣旨及び基本的な考え方を示しているところであるが、公園管理者である地方公共団体が、都市機能の集約化の推進等の地域の実情に応じ、都市公園を廃止することの方が当該都市公園を存続させることよりも公益上より重要であると、客観性を確保しつつ慎重に判断した場合については、「公益上特別の必要がある場合」（都市公園法第16条第1号）と解して差し支えない。

なお、都市機能の集約化の推進等に応じて都市公園の廃止を検討する場合には、去る5月27日に公表した「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について（新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終とりまとめ）」を参考とし、主として以下の点に留意されたい。

- ・人口減少の進捗の程度や都市公園の整備状況等は都市によって異なるため、都市公園の統廃合を進める必要がある都市、都市公園の確保を更に進める必要がある都市など、それぞれの都市の状況に応じた対応が必要であること
- ・再編による公園面積の増減は判断要素の一つではあるが、再編によって都市公園のストック効果が総合的に高まり、それによって都市機能が向上するか、都市が活性化するかという観点を重視すること
- ・立地適正化計画、公共施設等総合管理計画等の都市やエリア全体の方針、計画等に基づき、地域のニーズを踏まえて計画的に行うこと
- ・条例等で定めている都市公園の全体的な量的整備水準の目標、地域レベルでの配置の目標などを総合的に判断すること
- ・必要に応じて人口減少等を踏まえた都市の将来像や再編の方針、目標の見直し等を緑の基本計画に反映させること